

### 平成24年度 第1回加盟団体連絡会議 兼ドーピング防止研修会

JAPAN Anti-Doping Seminar 2012: for National Federations



2012.6.25, 18:30-20:30 文部科学省委託事業





#### 本日のスケジュール

時間	内容
18:30~18:35	開会挨拶
18:35~18:55	国内外におけるドーピング防止活動の推進について
	国内の動向、平成23年度活動報告、世界の動向
18:55~19:30	国内におけるドーピング防止活動の展開について
	教育啓発活動について -Real-Winner
19:30~19:50	Doping Control  —NF Representative、DCO倫理規定
19:50~20:10	連絡事項 居場所情報提出、TUE申請、注意喚起文掲載
20:10~20:30	質疑応答



## アンチ・ドーピング活動 ~NEXT STAGE~

#### 国内の動向







#### アンチ・ドーピング活動の進展 (I) スポーツ基本法

スポーツ基本法施行 (2011.8) 目的(第一条)

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並び に国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体 の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する 施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツ に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって 国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の 形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和あ る発展に寄与することを目的とする。



#### アンチ・ドーピング活動の進展 (I) スポーツ基本法

#### 基本理念(第二条八)

→ 国、地方公共団体、スポーツ団体等、関係者の役割や 責務を果たして行く際に広く共有するべきスポーツに関す る基本理念のこと。

「スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。」



#### アンチ・ドーピング活動の進展 (I) スポーツ基本法

#### ドーピング防止活動の推進 (二十九条)

国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。





#### アンチ・ドーピング活動 ~NEXT STAGE~

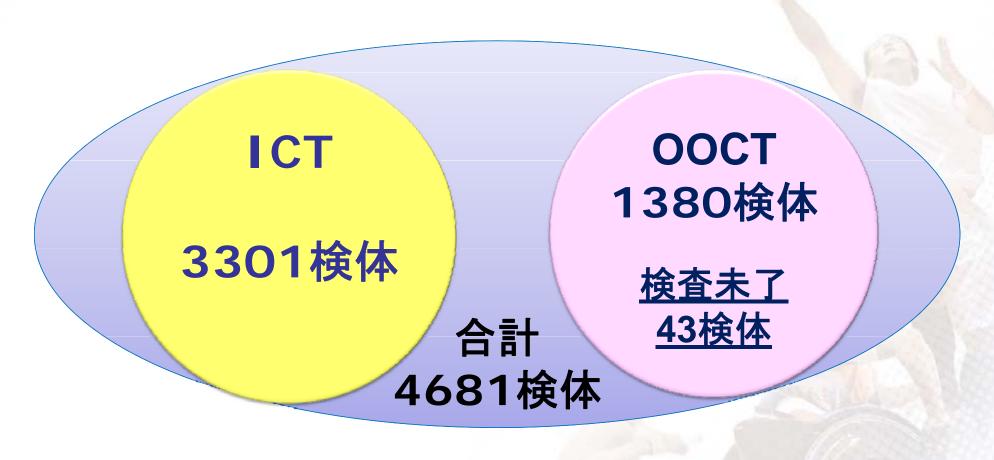
# 平成23年度活動報告







#### 検査実績報告



競技別検体数については、 JADA webサイトにて公開中。





# 教育啓発活動報告: 研修会・アウトリーチ

研修会

170回

5,810人

アウトリーチ

65回

15,217人数





### 教育啓発活動報告: ガイドブック



#### ドーピング防止ガイドブック WEB ver.



ブレイトゥルーとは、「真の姿で競技に臨むこと」 フレイトゥルーとは、「具の会で競技に臨むこと」
RUE どうやって勝つのか そこに意味がある。100%の自分を信じて



#### 【 ストーリーで学ぶ 本当の勝利へ ∼STORY OF PLAY TRUE∼



#### ■10問チャレンジ 目指せ全問正解!

MALE	CHALLENGE	CHALLENGE
10周		Parameter (Q)
NA.	問題に挑戦する!	_

#### 資料集:予習・復習はここで

FAQ	Ð
ドービング防止に役立つチェックリスト	0
ドービング防止規則(抜粋)	0



このサイトは、ドーピング防止に関する規則や手続きの概要をわかりやすくまとめたものです。詳細については、日本ドーピング防止規程、世界ド -ビンンク防止規程、及び各競技団体のドービンンク防止規程を必ず確認してください。

Web版 Android 携帯 アプリ

国体参加者 研修会 アウトリーチ 等で、配布





# 教育啓発活動報告: 禁止表アプリ





WADA提供・携帯用アプリを

日本語へ翻訳





# 皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。







#### アンチ・ドーピング活動 ~NEXT STAGE~

### 世界の動向







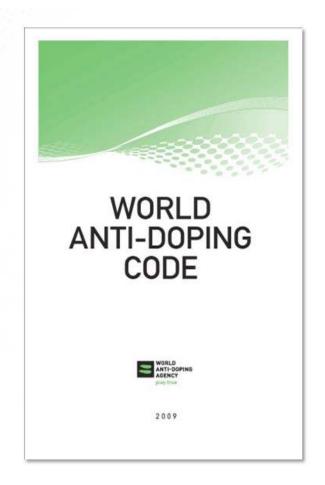
### アンチ・ドーピング活動の進展 (11)

#### London 2012 オリンピック&パラリンピック大会

- ➤ London 2012事前トレーニング・キャンプにて、ア スリートの検査が開始されている
- アンチ・ドーピング教育啓発活動をアスリート、コーチ、学校等に向けて展開



#### アンチ・ドーピング活動の進展 (111) 世界ドーピング防止規程 改訂



#### 2015 World Anti-Doping Code Review

- ▶ コンサルテーション 3回実施
  - → 1st Draft, 6月1日に提示
  - → 今後、2回意見収集を実施
- 全国際基準の改定
  - ➤Codeに合わせて
  - → 今後、2回意見収集を実施

世界のアンチ・ドーピング活動が、新しい段階へ



## アンチ・ドーピング活動の進展 (III) 世界ドーピング防止規程 改訂

日程	意見収集の今後の流れ
2012.8.25	第2回 World Anti-Doping Code &
	第1回全国際基準(IS) コンサルテーション
	→ NFより意見収集の締切り
2012.9.10	進捗状況報告 - WADA 常任理事会 (ExCo)にて
	2 <sup>nd</sup> Draft World Anti-Doping Code & 1 <sup>st</sup> IS Draft提出一
18	WADA 常任理事会&理事会にて
2012.12.1~	第3回 World Anti-Doping Code &
2013.3.1	第2回全国際基準(IS) コンサルテーション
	→ 1月終わり頃までに、NFより意見収集
2013.5	3rd Draft World Anti-Doping Code &
7.0	2 <sup>nd</sup> IS Draft 提出 -WADA ExCo&理事会にて
2013.9	Code & IS ファイナル・ドラフト提出 - WADA ExCo
2013.11.12 ~ 15	· 最終案提出 - World Conference on Doping in Sport - 承認予定
	WADA ExCo & FB (ヨハネスブルク・南アフリカ)



#### アンチ・ドーピング活動 ~NEXT STAGE~

### NFとのより強い連携を 目指して







#### NFとのより強い連携を目指して "PlayTrue Team"として

- > Play True Team とは 事務局、アンチ・ドーピング委員会、強化担当者、指導者/コーチ等
- > 連携活動の推進
  - ✓ 居場所情報の未提出や不備等に関して、RTPの競技者に対して より強い注意喚起を促す
  - ✓ 教育活動
    - JADA研修会への実施協力及び調整、実施者推薦・育成協力
    - Real Winnerの教育活動への取り入れ、活用
    - コーチや指導者に対してもアンチ・ドーピング教育を推奨
  - ✓ 啓発活動ーアウトリーチ活動
  - ✓ 1NF, 1Athlete –アウトリーチや研修会に対するアスリートの 派遣協力要請
  - ✓ 検査-NF Repとして国内競技会検査への協力





## アンチ・ドーピング活動 ~NEXT STAGE~

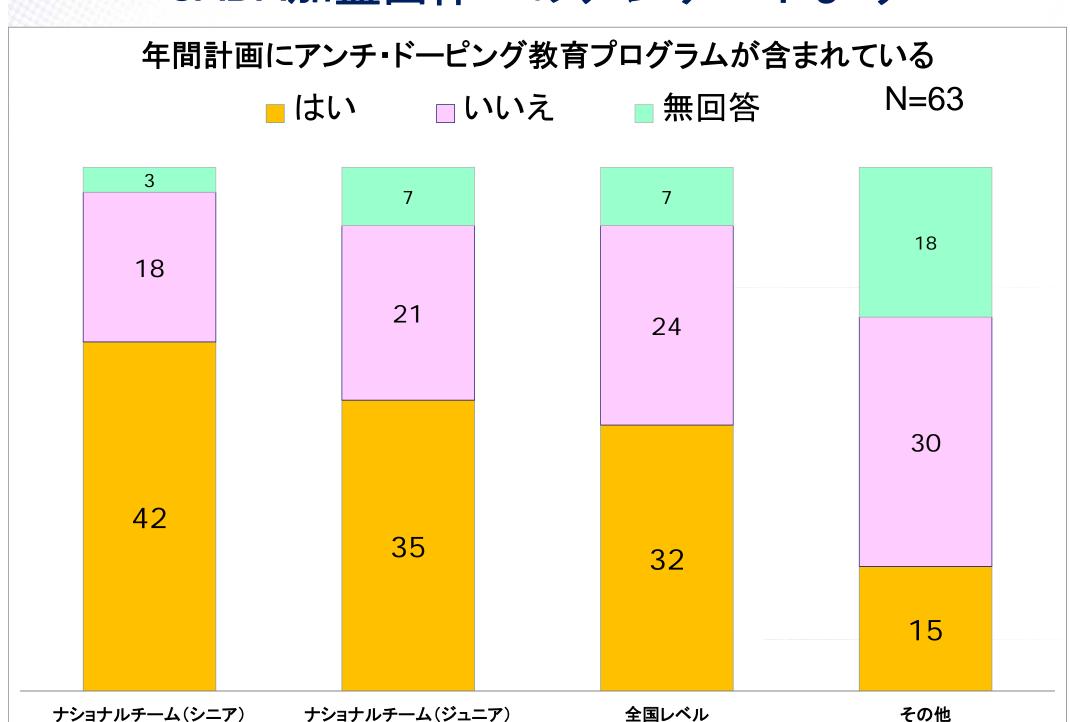
#### 教育啓発活動







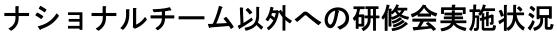
#### JADA加盟団体へのアンケートより

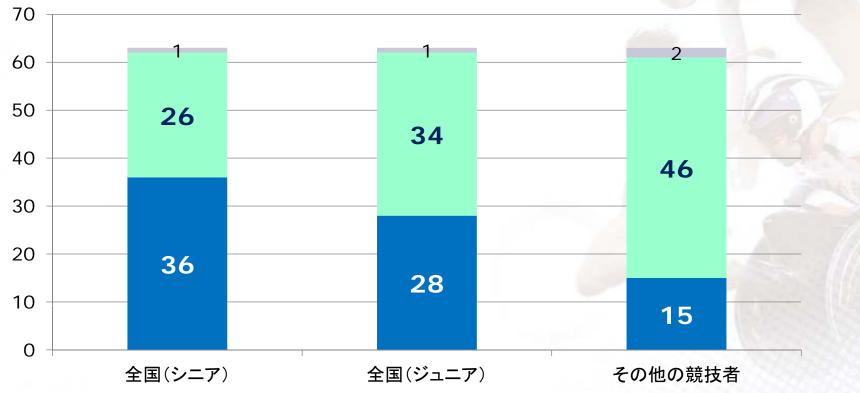




#### 教育啓発活動の拡大

- > 教育啓発活動の対象拡大の必要性
- 全てのRTP競技者に対して研修会を実施できていない
- ナショナルチームレベル以外の競技者に対しては、十分に 実施できていない





無回答

実施して いない

実施している



21



#### 教育啓発活動の拡大

- ✓ 指導者・コーチへの教育が不十分
  - → 競技者が、指導者をアンチ・ドーピング学習の支援者とする割合 ナショナルチームレベル 88.5% 全日本レベル(シニア) 83.2% 全日本レベル(ジュニア) 94.3% (平成23年度アンチ・ドーピング教育の実施に係る調査研究より)
- ✓ アスリートのアンチ・ドーピング教育への参加・協力については第一段階
  - NFアンケートより、「アスリートの教育活動への派遣協力、参加可能」な 団体が多数
  - →アスリートが参画した形での教育啓発活動の実施
- ✓ 一般に対しての情報提供が不十分
  - ・文部科学省ガイドライン、スポーツ基本法において、国民一般までに対象を拡大することが明記 ■▲ ■



#### NFとのより強い連携を目指して

- → NFとJADAとの連携により、教育啓発活動を 拡充していくことが肝要
- ✓ JADA-NF連携による研修会・アウトリーチの拡充
  - > 研修会実施機会拡大 (ナショナルチーム以外、指導者・コーチ等)
  - ➤ NFからの実施者派遣・育成協力
  - ▶ 教育啓発活動へのアスリートの派遣協力
- ✓ Real Winner の教育プログラムへの取り入れ、活用



#### NFとのより強い連携を目指して

- → NFとJADAとの連携により、教育啓発活動を 拡充していくことが肝要
- ✓ JADAから教材・ツール等の提供
  - → 研修会に使用できる教材・スライドを作成し、提供
  - ▶ 運営マニュアルの作成
  - > コーチや指導者が活用できる教育ツールの提供
  - > その他必要なツールについて、適宜対応



#### 教育・啓発プログラムの紹介 Real-Winner (E-ラーニング)

本プログラムについて

E-ラーニング

アンケート

管理者

OK

#### Real Winner

Real Winnerは、ドービング防止について楽しく学習するためのE-ラーニングプログラムです。本プログラムでは、世界ドービング防止規程 (WADA Code)に沿って作成された9つのケースについて学習することができ、全て終了すると、修了証が授与されが登録されたメールアドレスに送付されます。

#### ログイン

プログラムを始める前に、以下のユーザー情報を登録してください。これらの情報はプログラムがユーザーを認識する上で必要となります。

氏名

メールアドレス

選択してください

--Status--

- ☑ 要約と修了証をメールで受け取る
- ☑ ユーザー情報を保存する

**Privacy Statement** 

ログイン





紹介映像を見る



#### Real-Winner (E-ラーニング)

- ▶「ドーピング防止ガイドブック: PlayTrue」よりも詳しく学べる、在宅ツール
- ➤ IF, 各国NADOでも推奨

\* アコ指学教 サスー サ子 サ子 者 学 者





#### Real-Winner (E-ラーニング) 9のテーマ





#### Real-Winner (E-ラーニング) 活用方法

- 国内での活用参考例
  - ボート
  - パワーリフティング
    - → 大会参加者への修了証提出義務化
- IF導入例
  - -バレーボール(FIVB) IF主催大会出場競技者への修了証提出義務化
  - -陸上(IAAF) アウトリーチプログラムでのプログラムCD配付
  - スケート (ISU) 2012-13シーズンよりIF主催大会出場者に対し 修了証提出義務化



# 皆様のご理解とご協力をよるしくお願いたします。







#### アンチ・ドーピング活動 ~NEXT STAGE~

ドーピング・コントロール

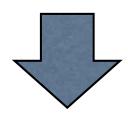






# ドーピングコントロールにおける課題

利益相反/利害関係をIFや 外部組織から指摘されるケースが 複数回発生している



検査に関する国際基準では、利益相反は禁止されている





#### 課題:利益相反事例1

国際大会にて組織委員会医事 責任者がDCOを兼務していたこ とから、IF医事・アンチ・ドーピン グ責任者に指摘を受け、当日 DCOメンバーから外れていただ いた。





#### 課題:利益相反事例2

陽性事例が発生した検査現場で DCOとして対応していた方が、聴 聞会には、競技者側の立場で出 席していたことにより、規律パネル からJADAのDCO指名システムの 改善を指摘された。





## ドーピングコントロールの 利益相反

JADAに対する評価だけではなく、 IFからのNFの評価、IOCによる日本の評価等、国際組織多方面より、 日本のスポーツ界全体の評価につながっている。

オリンピック・パラリンピックや 世界選手権等の招致に影響。



### 検査に関する国際基準 (IST)

▶ 検体の採取に利害関係をもつとみなされる場合:

#### 検査が実施される競技の検査計画に 関わっている・知っていること

- →競技者の権利を護るため
- →規程上JADAは、利害関係を持つ検査員が 選任されないことを確実にする責任がある。





利益相反は、JADAだけでは解決できない問題であり、 皆様のご理解とご協力が 必須となります。





## より公正なDoping Control 運営の為には

## 利益相反の予防



DCOの立場の明確化



DCO倫理規定導入

※利益相反禁止について明文化





## DCO倫理規定

DCOにとって利益相反が成立する相手及び状況:

- ①自身が競技者の家族、親族等近親者
- ② 自身が競技者と個人的に密接な関係にある人
- ③ 自身が競技者、コーチ又はその所属 団体と契約関係にある



## より公正なDoping Control 運営を目指して

#### NFの皆様の懸念事項



競技を知らない検査員が対応する可能性がある



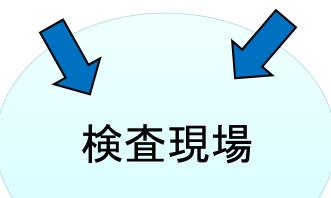
NF Repの導入& 多くの検査員が複数の競技を学ぶ

#### PLAY TRUE

## より公正なDoping Control運営

NFから 現在 **JADA** 推薦 派遣





より公正な 派遣手順 検査現場

目標

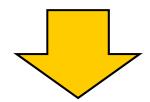
JADA派遣

移行のタイミングは、NF毎にご相談させて いただいた上で調整させていただきます。





## 特定のNFに関係しているDCO の方へご協力のお願い



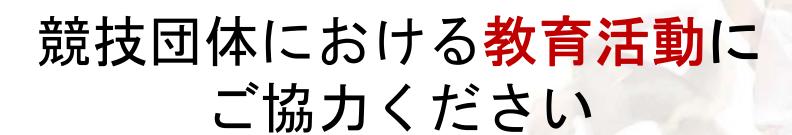
他競技の検査に DCOとして ご協力ください





だいております。

## 各NFのアンチ・ドーピング委員会/ 部会の先生方へご協力のお願い



※DCO講習会では、検体採取手続きについてのみ講習し、禁止表やTUEなどについては講習会に含まれていないことから、DCO資格を維持しても、ドーピング防止規則全般の最新情報を得ることはできません。

現在、最新情報は、NF連絡会議にてご連絡させていた



# 皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。



アンチ・ドーピング活動の 世界のトップを目指して。 For the Real Champion





## アンチ・ドーピング活動 ~NEXT STAGE~

## 連絡事項







## 連絡事項

- 1.居場所情報提出について
- 2. 日本代表チーム居場所情報の提出
- 3.大会要項への注意喚起文掲載の協力依頼
- 4.TUE事前申請対象大会について





### 1. 居場所情報提出について

#### 居場所情報提出方法

- 一宿泊場所、練習、競技会等を含む全ての活動情報の提供
- 60分/日の特定(6:00~23:00の間で特定)
- 一60分の時間枠内で通告できなければ検査未了
- 一 四半期ごとに提供(四半期一括送信)
- 一 予定が変更になった時点で、必ずその都度更新する



### 居場所情報義務違反



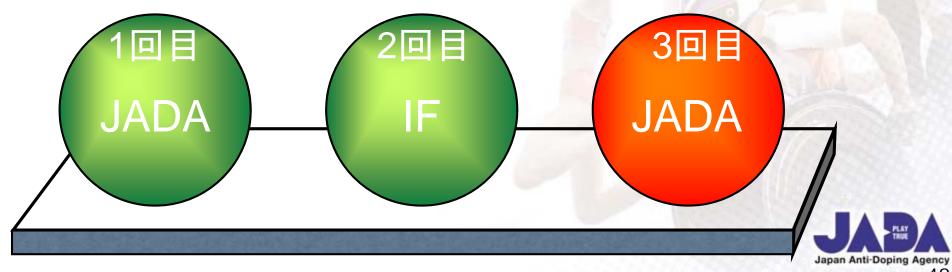
ドーピング防止規則違反





## IFとの情報の共有について

- 一居場所情報は、国際競技団体(IF)とJADAとの間で 情報共有
- 一居場所情報義務違反については、合算され、18ヶ月間に3回でドーピング防止規則違反が成立
- IFのRTPAが更新された場合には、JADAまで必ず連絡ください





#### RTPAにおける居場所情報提出の管理

#### ◎ 通常の居場所情報提出・更新に関する指導をお願い します

➤ 各四半期の提出期限までに、競技者は居場所情報を確実に提出 する。

#### (期限)

第1四半期 3月30日

第2四半期 6月30日

第3四半期 9月30日

第 4 四半期 12月31日

- ▶ 未提出の競技者に対して競技団体からも指導をお願いします。
- ➤ 6月30日が第2四半期の提出期限となっていますので、対象競技 者への指導をお願いします



#### 2. 日本代表チーム居場所情報の提出

#### 目的

- ▶ 日本ドーピング防止規程に基づき、日本代表として競技する 競技者の居場所情報を収集し、円滑且つ効果的なドーピング 検査を実施するため
- ⇒ 競技者に負担とならない日本代表チーム活動情報に基づき、 可能な限り競技者に負担をかけない検査実施の機会を検討 するため。
  - ◎ 本件につきましては、通知文書「平成24年度日本代表チーム活動情報提 供について」を、平成24年5月30日付にて本機構加盟団体へ発信しており ますので、併せてご確認ください。



#### 2. 日本代表チーム居場所情報の提出

- ●日本代表チーム居場所情報の範囲
- 競技種目ごとに競技団体と提出する日本代表チームの 範囲を協議いたします
- ●提出方法
  - 1)四半期カレンダーの提出(四半期ごとに〆切)
  - 2)各活動の詳細情報の提出(各活動 2週間前)



#### 2.日本代表チーム居場所情報の提出

●個人居場所情報との乖離が合った場合

《参考例》

競技者本人の居場所情報: 9:00~12:00(60分の時間枠:11:00~12:00)

指定場所: 北区ナショナルトレーニングセンター

ナショナルチーム居場所情報: 9:00~11:00

指定場所: 北区ナショナルトレーニングセンター

→11:00~12:00に競技会外検査を試み、競技者が不在であった 場合には、個人居場所情報に基づき「検査未了」の手続きへ



## 3.大会要項への注意喚起文掲載の協力依頼

競技者に対し事前に通知しておくべき内容、注意を促す内容を大会要項等に挿入していただけるよう、文章の雛型を作成いたしました。

詳細はテスティンググループ担当コーディネーターから随時ご連絡およびご説明をさせていただきます。



#### 4. TUE事前申請対象大会について



54



# 皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。



アンチ・ドーピング活動の 世界のトップを目指して。 For the Real Champion

